

## 業務仕様書

### 1 件名

競走場施設設備管理業務

### 2 履行場所

周南市大字栗屋 1033 番地

### 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 まで (3 年間)

### 4 対象施設

周南市徳山モーター ボート競走場 本場 (外向発売所含む)

### 5 業務の概要

本業務は、安定したボートレース事業の運営のため、保守技術員の常駐による設備・環境管理を実施するとともに、別に定める法定点検等の常駐外の業務の実施を委託するものである。

### 6 用語の定義

本業務における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 競走場とは、周南市徳山モーター ボート競走場のことをいう。
- (2) 本場とは、競走場の内、競走に利用する水面以外のものをいう。
- (3) 従事技術員とは、本仕様書で定める業務に従事する受注者の従業員のことをいう。

### 7 業務委託の範囲

発注者が、受注者に委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

なお、業務の詳細については、別に定める。

- (1) 施設設備保守管理業務
- (2) 消防設備・防火対象物点検業務
- (3) 貯水槽清掃業務
- (4) 第一種特定製品簡易点検業務
- (5) 第一種特定製品定期点検業務
- (6) GHP 定期点検業務
- (7) 環境衛生管理業務
- (8) 自家用電気工作物保安管理業務
- (9) 特殊建築物定期検査業務

### 8 委託料

入札書に記載する金額は、履行期間の全期間における総額を記載すること。

委託料の支払は、総額を履行期間の月数で平準化し、毎月末日締めの部分払いとする。

ただし、本仕様書で想定する日数からレースの開催日数が変動するときは、必要に応じて実績に応じた委託料の見直しをするものとする。

### 9 業務責任者の選任

受注者は、各業務の実施スケジュールと発注者の営業スケジュールについての調整を行い、各業務の統括を行う者として、業務責任者を選任すること。

### 10 再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 前項の規定に関わらず、下記の者は直接の雇用関係がなければならない。

- ① 外部選任による電気主任技術者
- ② 施設設備保守管理業務に従事する者
- ③ 建築物環境衛生管理技術者として選任する者

(3) 第1項ただし書の規定による業務の再委託は、すべて受注者の責任及び費用において行うものとし、再委託の請負者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果を問わず、受注者が責任を負うものとする。

## 11 有資格者の配置

受注者は、業務実施にあたり、受注者と直接雇用関係にある次の資格者を配置すること。ただし、同一の者が重複して資格を有している場合は、兼任を妨げない。また、契約締結時に有資格者であることを証する書面の写し及び有資格者との雇用関係を確認するための書面の写しを人数分提出すること。

- (1) 第三種電気主任技術者以上 1名以上
- (2) 第二種電気工事士以上 2名以上
- (3) 2級ボイラー技士以上 1名以上
- (4) 消防設備士（甲種第1類、甲種第4類、乙種第6類のいずれか）  
または、消防設備点検資格者（第1種、第2種のいずれか） 1名以上
- (5) 建築物環境衛生管理技術者 1名以上

## 12 遵守事項

業務にあたっての遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、関係法令規則等を遵守して、業務を遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、業務中の事故、緊急を要する故障等が生じたときは、速やかに発注者に連絡し、その指示を受けなければならない。
- (3) 受注者が、本業務の履行の過程で知り得た発注者、来場者や施設に関する情報や事柄は、施設の内外を問わず守秘すること。  
これは、本業務の履行を完了した後においても同様とする。
- (4) 受注者は、従事技術員に病気その他やむを得ない事由による欠勤等が生じたときは、直ちにその業務を代務する技術員を派遣し、本業務の履行に支障をきたしてはならない。
- (5) 従事技術員は、制服及び名札を着用して業務にあたること。また、不特定多数の来場者がある施設であることを十分認識し、来場者の有無にかかわらず、常に不快、不審の念を抱かせないよう、言動に留意し、慎重且つ丁寧に行うこと。
- (6) 従事技術員は、勤務中やむを得ず外出するときは、必ず発注者の許可を受けること。

## 13 施設設備の保守の指針

各業務に別に定めのない限り、保守の指針は次のとおりとする。

- (1) 機器の機能を最良に保ち、機能を十分に発揮させるとともに、信頼性の向上を図ること。
- (2) 業務実施にあたっては、品質良好な機材及び純正部品を用いること。
- (3) 物品器物は、丁寧に取り扱うこと。
- (4) 高所作業、電気作業等の危険作業にあたっては、安全に十分配慮すること。
- (5) 本業務の履行に必要な工具及び機器は、受注者の負担とする。
- (6) 発注者が貸与する工具及び機器は、使用方法を守り丁寧に使用すること。
- (7) 点検終了にあたっては、点検報告書を速やかに提出すること。
- (8) 発注者が競走場の施設設備を変更・増設したときは、これらの運転及び保守も本業務内に含むものとする。
- (9) 業務にあたって必要な書類作成は受注者が行い、そのための費用は受注者の負担とする。
- (10) 上記以外の事項についても、施設の運営及び維持管理のため必要が生じたときは、双方協議のうえ実施すること。

#### 14 業務の検査

- (1) 受注者は、各業務が完了したときは、速やかに業務完了の報告を行い、発注者の検査を受けること。
- (2) 発注者は、検査の結果、業務に不足があると認められるときは、受注者に対し、期限を定めて補正、手直し等の必要な対応を求めることができる。

#### 15 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により発注者及び第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 16 疑義の解決

本仕様書に定めの無い事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じたときは、発注者、受注者双方協議のうえ決定する。

#### 17 その他

- (1) 受注者は、発注者が業務や施設設備に関して調査を求めた場合は、発注者が定める方法により回答すること。
- (2) 受注者は、発注者から機器、図面、及び関係図書等の提供を受けた場合は、これらを適切に管理するとともに、使用後は確実に返却すること。
- (3) 受注者は、モーター艇競走事業の施行に支障を来すことのないよう、他業務の受注者間との連絡を密に行い、常に協力して業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、業務時間外または緊急事態の発生時にあっても、常に発注者と連携が取れる体制を構築すること。  
また、従事技術員の緊急連絡先を提出すること。
- (5) 契約更新により受注者に変更が生じたときは、次のとおりとする。
  - ① 前受注者は、本業務の引継書を作成し、契約期間終了までに発注者へ提出すること。  
また、本業務の新受注者への引継業務を遅滞なく行うこと。
  - ② 新受注者は、履行開始日から円滑に業務を遂行できるよう、前受注者から速やかに仕様書に記載された業務の引継ぎを受け、引継ぎを完了したときは、遅滞なく発注者に報告すること。
- (6) 天災その他不測の事態が生じた場合は、発注者、受注者双方協議の上、その対応及び費用を決定するものとする。

## 別紙（1）施設設備保守管理業務

### 1 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

（1）競走場施設に属する下記施設設備の運転、測定、保守管理を行うこと。

- ① 電気設備
- ② 機械設備
- ③ 空調設備
- ④ 消防・防災設備
- ⑤ 給排水衛生設備
- ⑥ 周辺街路灯

（2）機器の補修、部品交換調整、測定などに関する委託業務の一般的判断については、発注者の指示に従うものとする。

（3）高压受電設備、配線設備等の保守点検基準は、「周南市徳山モーターべー競走場電気保安規程」、「周南市徳山モーターべー競走場外向発売所電気保安規程」及び「電気設備技術基準」を遵守すること。

### 2 施設設備運転保守管理要領

#### （1）業務の基本指針

高性能かつ高度に複雑化した設備機器を取り扱うため、各設備機器の構成と内容を熟知し、常に設備機器を最善の状態で運転を行うこと。故障発生以前の事故防止管理に心掛け、万一故障等の障害が発生したときは、レースを中断することなく迅速に適切な措置を講ずることができるよう、平時からその研修に努め、競走場全体の円滑な運営を行うこと。

（2）施設設備保守管理は、下記のとおり行うこと。

- ① 点検 機器の状態損耗、ゆるみ等を点検し、必要な測定を行い、予防措置を講ずること。
- ② 保守 塵埃の除去、注油パッキング等の交換減耗の補修をすること。
- ③ 整備 発注者の指示により、機器の性能維持のための分解、清掃、補修及び取替を行うこと。
- ④ 調整 空調の切替等、関連する各点検業者との調整を行い、発注者へ報告すること。

（3）整備、補修に関する業務

- ① 施設設備に不具合、故障が生じたときは、発注者に報告するとともに、速やかな復旧に努めること。
- ② 衛生設備は、有効適切な機能の維持管理に努めること。
- ③ 発注者の指示により、軽微な修繕を実施する。（ブレーカー増設を含まない仮設電源設置を含む）

（4）運転、監視等の業務

- ① 電気室、機械室の機器及び塔屋機器の巡回点検を行うこと。
- ② 各室の温度、湿度の計測、水槽の監視を行い、各施設設備の状況の把握に努めること。
- ③ 各自動制御機器による監視と情報分析及び記録を行い、施設の安全な運転を行うこと。
- ④ 建築物環境衛生管理技術者の指示監督のもと、空気環境測定を年6回実施すること。
- ⑤ 週に1回、飲料用水の残留塩素測定を実施すること（4か所）。
- ⑥ 空調設備運転、点検管理

室内外の状況により、実状に応じた臨機応変な運転を行うこと。

競走場のルームエアコン、ロスナイ空調等のフィルター清掃を行うこと。また、室内機の汚損状況を確認し、必要に応じて清掃を行うこと。

GHP式エアコンについて、累積稼働時間の確認を行うこと。

- ⑦ 防災設備の発動時または災害発生時には、中央監視室との連携を密にし、事態の把握を行い、「徳山ボートレース場消防計画書」に基づき迅速に対応すること。（関連機器の運転停止を迅速に確認すること。）

### (5) 調査業務

発注者が計画する改修等について必要な調査を行うこと。

## 3 業務の実施体制

(1) 受注者は、業務の実施にあたり、勤務者として従事技術員を配置する。

なお、その職務種別と資格要件は次のとおりとする。

職務種別	資格要件
A. 電気主任技術者	・第三種電気主任技術者以上 電気主任技術者として外部選任した者 (やむを得ない場合は代務者)
B. 電気設備従事技術員	・第三種電気主任技術者以上 ・第2種電気工事士以上 いずれかの資格を持ち、5年以上の実務経験を有する者
C. 機械設備従事技術員	・高等学校において電気又は機械に関する学科を終了し、 又は同等以上と認められる者 ・2級ボイラー技士以上 いずれかの資格を持ち、3年以上の実務経験を有する者
D. 営繕従事技術員	・営繕の経験を有する者

※別表で消防設備士または消防設備点検資格者の配置を条件としている場合は、その勤務時間帯におけるA、B、C、Dのいずれかが資格を有していること。

※受注者は、業務遂行月の前月末日までに、当月の従事技術員勤務予定表を発注者に提出すること。

(2) 受注者は、従事技術員を配置するときは、経歴及び各種免許を証する写しを添付して、事前に発注者に書面で届け出ること。従事技術員に交代があったときも同様とする。

なお、発注者は、受注者が配置した従事技術員が本業務に従事する者として適当でないと認めた場合は、受注者に対し、その交代を求めることができる。

## 4 勤務日の種別

- (1) 東、中央、西スタンドを観覧場とした通常レースの開催日 (開催日 ア)
- (2) 中央、西スタンドを観覧場とした通常レースの開催日 (開催日 イ)
- (3) 中央、西スタンドを観覧場としたモーニングレースの開催日 (開催日 ウ)
- (4) 周南市営競走前検日 (前検日)
- (5) 中央スタンドを開場する場間場外発売日 (開催日 エ)
- (6) 外向発売所のみを開場する場間場外発売日 (開催日 オ)
- (7) 上記いずれにも該当しない日 (非開催日)

※「前検日」と「開催日 エ」が重複する場合、前検日を勤務日として適用する。

## 5 勤務日数（予定）

勤務日数（予定）は、次のとおりとする。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	期間合計
開催日 ア	6日	6日	6日	18日
開催日 イ	6日	6日	6日	18日
開催日 ウ	186日	186日	186日	558日
前検日	34日	34日	34日	102日
開催日 エ	40日	40日	40日	120日
開催日 オ	88日	89日	88日	265日
非開催日	5日	5日	5日	15日
合計	365日	366日	365日	1,096日

上記日程はあくまでも予定の日数であり、レース日程・営業スケジュールにより、各勤務の種別における日数の増減が生じるため、受注者は柔軟な対応ができる体制を構築すること。

6 各勤務日における従事技術員の人数、勤務時間及び配置条件

「(別表) 従事技術員数・勤務時間」のとおりとする。

ただし、必要に応じて発注者から別表に示した従事技術員の人員数または勤務時間を超えて配置を行う要請があったときは、これを受諾すること。この場合、これに要した費用は発注者が負担する。

7 原材料、消耗品類の請求について

本業務の履行の過程で必要となる原材料、消耗品類、補修部品等は、発注者へ都度名称、数量、用途などを明らかにして請求すること。

8 運転保守管理日報などの提出

受注者は、委託業務について業務日誌を作成し、業務終了後、速やかに提出すること。

9 経費等の負担の分担

発注者負担	受注者負担
<ul style="list-style-type: none"><li>・光熱水費、電信電話料及び発注者が認めた原材料、消耗品、補修部材、特別に貸与を認めた工具類</li><li>・空気環境測定に必要な測定器及びその校正費</li><li>・保守室、倉庫等（業務上必要とする場所）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・従事技術員の被服、一般的な工具類等</li><li>・事務用品、文具類等</li><li>・空気環境測定の実施に必要な消耗品等</li><li>・従事技術員の研修費</li><li>・インターネット環境の整備費</li><li>・その他、受注者の負担に帰すべき経費</li></ul>

(別表 (別紙1関係) )

## 別紙（2）消防設備・防火対象物点検業務

### 1 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防法第17条の3の3の規定に基づき、建物の消防用施設等の機能維持を図るため、定期点検を行うこと。
- (2) 消防法第8条の2の2の規定に基づき、年1回、有資格者による防火対象物の点検を実施すること。
- (3) 点検箇所及び数量は、下表のとおりとする。
- (4) 発注者が実施する消防訓練の事前準備を行うこと。

### 2 点検実施時期

機器点検は、前期、後期の年2回とし、総合点検は後期に行う。

なお、防火対象物の点検は総合点検と併せて行うものとする。

### 3 点検の基準

点検方法は、消防庁告示第14号及び消防庁告示第12号に準拠して行うこと。

- (1) 機器点検 消防用設備等の機器について、適切な配置、変形、損傷の有無及び外観または簡単な操作により判別できる事項を点検基準に従って確認すること。
- (2) 総合点検 消防用設備等の一部を作動させて点検基準に従って確認すること。
- (3) 防火対象物の点検 消防庁告示第12号に定める点検基準に従って確認すること。

### 4 点検員の資格

点検内容	資格
消防用設備点検	消防設備士（甲種第1類から第5類、乙種第6類）、または消防設備点検資格者（第1種及び第2種）
防火対象物点検	防火対象物点検資格者

### 5 報告書等の提出

- (1) 業務完了後は、速やかに報告書を提出すること。
- (2) 各設備の点検表に所見等を添えた点検一覧表を提出すること。

### 6 関係機関への報告

消防法第17条の3の3の規定に基づき、政令第36条第2項の定めによる報告を要する防火対象物については、後期点検完了後、速やかに管轄消防署に点検結果の報告手続を行うこと。

### 7 消防点検対象機器（数量）

種別	名称	数量
自動火災報知設備	受信機 回路数135	1式
自動火災報知設備	煙感知器、熱感知器、差動分布型感知器	823個
自動火災報知設備	発信機	61個
誘導灯及び誘導標式	誘導灯	231台
誘導灯及び誘導標式	誘導標式	12台
非常放送設備	非常放送	1式
消火栓設備	加圧送水設備	5式
消火栓設備	屋内消火栓（東・中央スタンド、事務所棟）	36箇所（3棟）

消火栓設備	スプリンクラー（東・西スタンド）	2式（2棟）
消火器	消火器	177本
粉末消火設備	粉末消火設備（西スタンド）	3台
排煙設備	排煙機（東・西スタンド）	3式（2棟）
避難器具	緩衝器（西・中央スタンド）	2台
避難器具	救助袋（西スタンド）	1台

外向発売所（すなっちや徳山）

種別	名称	数量
非常警報設備	非常ベル	1式
誘導灯及び誘導標式	誘導標式	5台
消火器	消火器	7本

8 経費等の負担

発注者負担	受注者負担
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防訓練に使用する物品費用</li> <li>・消火器等消防機器</li> <li>・廃棄消防設備の処分費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検済証の表示に係る費用</li> <li>・点検に係る消耗品</li> </ul>

### 別紙（3）貯水槽清掃業務

#### 1 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（飲料水に関する衛生上必要な措置等）第4条第2項により、飲料水貯水槽の清掃を実施する。

#### 2 清掃・点検場所

次のとおりとする。

設置場所	種別	容量
東スタンド	高置水槽	25 m <sup>3</sup>
中央スタンド	受水槽	50 m <sup>3</sup>
事務所棟受水槽	受水槽	37.5 m <sup>3</sup>
事務所棟	高置水槽	9 m <sup>3</sup>
西スタンド	受水槽	15 m <sup>3</sup>

#### 3 清掃回数及び時期

貯水槽の清掃は年1回とし、発注者の指示する時期に実施するものとする。

清掃終了後、塩素剤による槽内消毒を2回以上実施すること。

#### 4 点検

清掃時に貯水槽の破損等の不具合がないか点検を実施すること。

貯水槽清掃実施後、味、臭気、濁度、残留塩素について簡易点検を実施し、結果を報告書に記載すること。

#### 5 業務計画書の提出

受注者は、本業務の実施にあたり、業務計画書を作成し提出すること。

#### 6 報告書等の提出

業務完了後は、速やかに報告書を提出すること。

各設備の点検表に所見等を添えた点検一覧表を提出すること。

## 別紙（4）第一種特定製品簡易点検業務

### 1 業務内容

- (1) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき、第一種特定製品について簡易点検を年4回の頻度で行う。
- (2) 点検箇所は、下表のとおりとする。
- (3) 第一種特定製品のうち、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器について必要となる定期点検は、別に定める。

### 2 点検内容

製品の外観確認等を行う。

具体的な内容は「経済産業省 環境省告示第十三号 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」のとおりとする。

### 3 実施時期

3箇月毎に行うものとする。

### 4 報告書等の提出

業務完了後は、速やかに報告書を提出すること。

各設備の点検表に所見等を添えた点検一覧表を提出すること。

### 5 点検対象設備

#### (1) エアコンディショナー（室外機台数）

室内機設置箇所	1階	2階	3階	4階	5階	6階
事務所棟	2台	6台	—	—	—	—
競技部棟	6台	4台	—	—	—	—
選手管理棟	4台	2台	—	—	—	—
倉庫棟	1台	—	—	—	—	—
東スタンド棟	8台	4台	—	—	—	—
西スタンド棟	2台	2台	3台	3台	—	—
中央スタンド棟	3台	1台	1台	1台	2台	1台
総務台棟	4台	6台	—	—	—	—
入場門棟	1台	—	—	—	—	—
無停電棟	1台	—	—	—	—	—
外向発売所	7台					

#### (2) 冷凍冷蔵庫

設置箇所	1階	2階	3階
選手管理棟	1台	1台	—
東スタンド棟	—	—	—
西スタンド棟	—	—	2台

## 別紙（5）第一種特定製品定期点検業務

### 1 業務内容

- (1) 受注者は、履行場所に設置の業務用エアコンディショナー・業務用冷凍冷蔵機器（以下「第一種特定製品」という。）について、フロン排出抑制法に基づき、定期点検業務を実施する。
- (2) 対象の第一種特定製品及び各機器の定期点検を実施する年度は、別表「第一種特定製品定期点検対象品一覧」に記載のとおりとする。
- (3) 受注者は、定期点検業務実施後、フロン排出抑制法に基づく点検結果の報告書を作成し、発注者へ提出すること。  
なお、点検においてフロンの漏えいや機器の異常等を発見した際は、遅滞なく発注者に報告するとともに、修繕の方法等必要な助言を行うこと。
- (4) 定期点検に併せて、室内機についても次のとおり簡易な点検を行うこととする。
- ① 空調機運転動作中の温度確認
  - ② 目視での異常の有無の確認
  - ③ 異音の有無の確認

### 2 関係法令の遵守

受注者は、業務の実施にあたってフロン排出抑制法、高圧ガス保安法、労働基準法、その他関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

### 3 必要な資格等

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者を配置しなければならない。
- (2) 前項における十分な知見を有する者は、以下のいずれかに該当する者とする。
- ① 冷媒フロン類取扱技術者の資格を有する者
  - ② 冷凍空調技士等の一定の資格を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
  - ③ 日常の業務において日常的に冷凍空調機器の整備や点検に3年以上携わり、これまでに高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し、違反をしたことがない技術者で、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

### 4 提出書類

- (1) 点検業務実施前に提出を要するもの
- ・定期点検実施者の資格を証明する書類
- (2) 点検業務完了後に提出を要するもの
- ・定期点検報告書 2部
  - ・点検業務実施写真 1部

### 5 実施時期

各機器の要点検年度の4月1日から6月30日の間とし、実施日については発注者、受注者双方協議のうえ決定する。

### 6 対象機器

別表「第一種特定製品定期点検対象品一覧」に記載のとおり

なお、点検実施日において対象品の変更・増減があった場合は、変更・増減後の機器の点検を実施することとし、これにより当初の委託料に変更を生ずる場合は、発注者、受注者双方協議のうえ決定する。

## 7 その他

- (1) 業務の履行に必要な機材等及び費用は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、業務の履行の過程において、受注者の責めに帰すべき事由により発注者及び第三者に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

第一種特定製品定期点検対象品一覧

(別表 (別紙5関係) )

No.	設置場所	機器分類	メーカー	機種名・型式名	製造番号	圧縮機定格出力	室外機設置箇所	室内機台数	冷媒種類
1	無停電機		エアコン	三菱	PUHV-P4500M-F	95W00980	10.5	屋上	1 (1階)
2		EHP-1 会議室・保守室	エアコン	パナソニック	CU-P280UX4J	0007150	9.6		9
3		EHP-2 トーター室	エアコン	パナソニック	CU-P335UX4J	0002250	5.5+4.5		3
4	総務台棟	EHP-3 トーター室	エアコン	パナソニック	CU-P335UX4J	0003050	5.5+4.5		3
5		EHP-4 ラック室	エアコン	パナソニック	CU-P335UX5J	0001430	9.3		2
6	中央スタンド	GHP-4 3階系統	GHP	パナソニック	U-GH710T2	BGM7A300018	15.7	屋上	7
7		GHP-5 4~6階系統	GHP	パナソニック	U-GH710T2	BGM7A300028	15.7		11
8		GHP-1 休憩コーナー	GHP	三菱重工	M560F2	AB5300002XG	12.4	1F屋外	ダクト方式
9		GHP-2 投票所	GHP	三菱重工	M450F2	AB5300001G	10	屋上	4 (2,3階)
10	東スタンド	家族室	エアコン	日立	RAS-AP5540CHV1	U6571626	5.43×2	1F屋外	ダクト方式
11			エアコン	日立	RAS-AP400CHV1	U6571624	9.46		R410A
12		イベントホール	エアコン	日立	RAS-AP400CHV1	U6571625	9.46	2F屋外	ダクト方式
13		PAC-9 2階投票所・食事室・売店	エアコン	日立	RAS-AP400SSR	UAS518428	8.92		9 (6,2,1)
14		PAC-1 2階女性・子供ルーム	エアコン	日立	RAS-AP450SSR	UAS518432	5.19×2		5
15		PAC-10 3階投票所・食事室・控室	エアコン	日立	RAS-AP450SSR	UAS518431	5.19×2	屋上	12(7,4,1)
16	西スタンド	PAC-2 3階レストラ	エアコン	日立	RQVP560FCH	A000107	16.5		R410A
17		PAC-8 1階有料席	エアコン	日立	RAS-AP670TS	UAS518489	12.3×2		7
18			エアコン	日立	RAS-AP670TS	UAS518489	12.3×2		R410A
19		GHP-2-5 東側	GHP	三菱重工	M560G1	A03600001AG	12.4		
20	競技部棟	GHP 北	三菱重工	M560G1	A03600002AG	12.4		ダクト方式	R410A
21		GHP 南	三菱重工	M355E5	AM8600001DG	7.9	2F屋外		R410A
22		GHP 北	三菱重工	M355E5	AM8600002DG	7.9		ダクト方式	R410A
23		GHP-2-4 西側	GHP	ダイキン	M450G1	A000723	10		
24	選手管理棟	GHP-1-1 1F全系統	GHP	ダイキン	GFZP850K1	A000160	18.8	屋上	9
25		GHP-2-3 2F男女選手控室	GHP	ダイキン	GFZP850K1	A000164	18.8		R410A
26		PAC-1 東 ホール東	エアコン	日立	RAS-AP500SGR	UAS8A3824	4.94×2		3
27		PAC-1 中 ホール中	エアコン	日立	RAS-AP500SGR	UAS8A3823	4.94×2		3
28	外向発売所	PAC-1 西 ホール西	エアコン	日立	RAS-AP500SGR	UAS8A3825	4.94×2	屋外	3
29		PAC-2 ホール東西・ラウンジ	エアコン	日立	RAS-AP450SGR	UAS8A3820	3.97×2		R410A
30		PAC-3 投票所・給湯・休憩	エアコン	日立	UAS8A3812	8.09			3
									R410A

## 別紙（6）GHP 定期点検業務

### 1 業務内容

競走場設置のガスヒートポンプエアコン（GHP）について、定期点検を実施する。

### 2 対象機器及び点検実施年年度

点検頻度は、5年毎または使用時間1万時間経過のいずれか早い方での実施とし、点検実施予定年度及び対象機器は次のとおりとする。

場所	系統	規格	点検実施年度（予定）	点検頻度（予定）	前回点検日または設置日	備考
中央スタンド	1階 フードコート	U-GH280T1DJ	R9年度	5年毎	R4.10	
	1階 西側系統①	U-GH224T1DJ	R9年度	1万時間 経過毎	R6.7	(前々回 R3.8) 3年以内
	1階 東・北側系統②	U-GH224T1DJ	R9年度	5年毎	R4.9	
	2階系統③	U-GH224T1DJ	R12年度	5年毎	R7.10	委託期間中実施予定なし
	3階系統④	U-GH710T2DJ	R9年度	5年毎	R4.9	
	4・5・6階系統 ⑤	U-GH710T2DJ	R10年度	1万時間 経過毎	R8.3 点検予定	(前々回 R5.5) 3年以内
東スタンド	1階 休憩コーナー	M560F2	R8年度	5年毎	R3.7設置	
		M560F2	R8年度		R3.7設置	
	投票所	M450F2	R8年度	5年毎	R3.7設置	
競技部棟	東側系統 2-5	M560G1	R11年度	5年毎	R6.5設置	委託期間中実施予定なし
		M560G1	R11年度		R6.5設置	委託期間中実施予定なし
	西側系統 2-4	M355E5	R11年度	5年毎	R6.5設置	委託期間中実施予定なし
		M355E5	R11年度		R6.5設置	委託期間中実施予定なし
選手管理棟	1階系統 1-1	M450G1	R9年度	1万時間 経過毎	R6.5設置	
	2階競走会系統 2-1	GFZP850K1	R10年度	1万時間 経過毎	R6.5設置	
	2階食堂系統 2-2	M224E5	R11年度	5年毎	R6.5設置	委託期間中実施予定なし
	2階選手控室系 統 2-3	GFZP850K1	R10年度	1万時間 経過毎	R6.5設置	

上記点検実施年度に点検実施する。

ただし、1万時間の経過が想定する年度より早く到達する見込みとなった場合、委託期間内に点検を予定している系統は、時期を早めて委託業務の範囲で点検を実施すること。

また、委託期間中に点検を予定していない系統について、委託期間内に1万時間を経過すると見込まれる場合は、発注者の要請により点検を実施すること。この場合、当該系統の点検に要した費用は、別途発注者が負担する。

### 3 定期点検における交換消耗品（例）

- ① エンジンオイル

- ② オイルフィルター
- ③ エアクリーナーエレメント
- ④ 点火プラグ
- ⑤ コンプレッサー駆動ベルト
- ⑥ オイル吸着マット
- ⑦ ドレンフィルターパッキン
- ⑧ その他必要な消耗品及び雑材料（※ドレンフィルタ重点石・洗浄液等）

#### 4 点検項目

##### （1）室外機

- ① 外観点検
  - ・錆、打痕等の確認
- ② 本体関係の点検
  - ・電気系の確認（端子増締、機能動作等）
  - ・異常振動、騒音、臭気の確認
  - ・冷媒ガスの漏れ確認等
- ③ エンジン系統の点検
  - ・オイル漏れの確認、補充等
  - ・冷却水漏れの確認、補充等
  - ・バルブクリアランスの調整（対象機器及び必要時のみ）
  - ・始動性、異音、異常振動、ハーネス類の確認等
- ④ 燃料系の点検
  - ・燃料ガスの漏れ確認等
- ⑤ 運転データの確認
  - ・運転時間、各部圧力・温度等の測定・確認
- ⑥ 定期交換部品の交換
  - ・別記のとおり

##### （2）室内機

運転データの測定及び確認

#### 5 その他

- （1）点検において、想定していない部品交換の必要が生じた場合や不具合を確認した際は直ちに発注者に報告するとともに、改善方法について協議すること。
- （2）納品物及び点検の不備により故障を生じた場合は、直ちに無償で修理・調整を行うこと。
- （3）本業務の履行に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。  
ただし、履行場所において保守点検のために必要な光熱水費は、発注者が負担する。
- （4）業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

## 別紙（7）環境衛生管理業務

### 1 業務内容

- (1) 受注者は、競走場の環境衛生を管理する者として、建築物環境衛生管理技術者免状を有する環境衛生管理技術者を選任する。
- (2) 環境衛生管理技術者は、施設が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に適合するよう指導・監督を行う。
- (3) 毎月1回以上の頻度で環境衛生管理技術者による衛生状況調査の実施を行う。
- (4) 受注者は、環境衛生管理技術者の監督のもと、環境衛生管理を行うための本仕様書に定める業務を実施する。
- (5) 本業務の業務要領は、本仕様書に定めるもののほか、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書」のとおりとする。

### 2 環境衛生管理技術者の業務

#### (1) 環境衛生管理業務

- ① 年間の環境衛生維持管理業務計画の立案
  - ② 環境衛生の維持に必要な指導及び監督
  - ③ 環境衛生の維持管理に関する測定または検査結果の確認及びその評価報告
  - ④ 環境衛生監督員の立入り検査の際の立会
  - ⑤ 行政官庁等への必要な届出の作成及び代行
  - ⑥ その他環境衛生に付帯する業務
- (2) 環境衛生の維持管理に関する測定または検査結果の確認
    - ① 給水管理
      - ・残留塩素の確認（毎週実施）
      - ・飲料水水質検査結果の確認
      - ・貯水槽清掃の清掃結果の確認
    - ② 空気環境測定
      - ・測定結果の確認
    - ③ 排水管理
      - ・排水グリストラップの清掃状況の確認
    - ④ 清掃管理
      - ・日常清掃に沿った衛生管理面についての現場確認
    - ⑤ 鼠・衛生害虫（ゴキブリ、チョウバエ、ハエ、蚊等）防除
      - ・厨房及び食品庫における鼠・衛生害虫の生息もしくは痕跡状況の確認
      - ・鼠・衛生害虫の生息が確認された場合における防除方法についての協議

### 3 受注者の行う環境衛生管理業務

#### (1) 給水残留塩素の確認

「別紙（1）施設設備保守管理業務」に定めるところにより実施する。

#### (2) 空気環境測定

「別紙（1）施設設備保守管理業務」に定めるところにより実施する。

#### (3) 飲料用貯水槽の清掃

「別紙（3）貯水槽清掃業務」に定めるところにより実施する。

#### (4) 飲料用水の検査

##### ① 検査項目

ア 6箇月毎に1回検査するもの

- ・一般細菌
- ・大腸菌
- ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- ・亜硝酸態窒素
- ・塩化物イオン
- ・有機物（全有機炭素（TOC）の量）
- ・PH値
- ・味
- ・臭気
- ・色度
- ・濁度

イ 6月1日から9月30日の間に1回検査するもの

※アの項目の前期検査と同時に実施する

- ・シアノ化物イオン及び塩化シアノ ・クロロ酢酸 ・クロロホルム
- ・ジクロロ酢酸 ・ジブロモクロロメタン ・臭素酸 ・総トリハロメタン
- ・トリクロロ酢酸 ・ブロモジクロロメタン ・ブロモホルム ・ホルムアルデヒド
- ・塩素酸

ウ 年1回検査するもの

(検査結果が水質基準に適合している場合、次回6箇月後の検査を省略できるもの)

※アの項目の後期検査と同時に実施する

- ・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物
- ・銅及びその化合物 ・蒸発残留物

② 採水場所

- ・西スタンド4階湯沸室 ・中央スタンド売店 ・東スタンド2階湯沸室
- ・事務所棟1階湯沸室

③ 検査結果の報告

受注者は、検査実施後、発注者に遅滞なく報告書を提出すること。

検査結果に水質の基準を超える数値を認めたときは、その対策について協議すること。

④ 検査項目ウの水質検査結果において、水質基準に適合していない項目があった場合、その項目については次回6箇月後の検査においても検査を実施するものとし、その費用は発注者が負担する。

(5) 鼠・害虫の防除

① 鼠・害虫の調査箇所

食料を扱う区域及び水回り等の鼠・害虫の発生しやすい場所を主な対象とする。

鼠については、配線齧りの予防のため電気室・機械室を別途対象とするほか、建物外周においても数箇所調査を実施すること。

② 実施回数

鼠防除 年6回以上

害虫防除 年2回以上

③ 年度当初に年間の実施計画を発注者に提出すること。

④ 各調査箇所において、鼠の生息調査（捕獲資材点検・毒餌の喫食状況・侵入の痕跡の目視調査等）を実施する。

⑤ 各調査箇所において、害虫の目視調査及び薬剤処理（食毒剤施工・エアゾール剤噴霧・残効性薬剤散布等）を実施する。

⑥ 現に鼠・害虫の発生を認めた場合は、鼠侵入防止の穴埋めのほか、害虫駆除のための適正な薬剤処理等を行うこと。

なお、上記の対応でも効果が認められない場合は、駆除方法について協議すること。

⑦ 薬剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、作業者や施設の使用者、利用者に事故のないようにすること。また、使用にあたっては事前に発注者の了解を得ること。

⑧ 鼠・害虫防除実施後は、各調査箇所についての報告書を作成し、調査状況の分かる写真を添えて発注者に提出すること。

⑨ 各建物における調査箇所（予定）は次のとおりとする。

ただし、予定箇所に○印を付していない箇所であっても、日常業務の過程で鼠・害虫等の発生が認められたときは調査を追加するなど、現場の実態に応じて効果が得られるよう、適宜調査箇所・方法を変更すること。

【鼠調査実施予定箇所】

建物名	床面積 (m <sup>2</sup> )	階数	居 室 名	トラッ ブ調査	証拠 調査	喫食 調査	目視 調査	備 考
西 スタンド	7415.62	1	従業員トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			電気室	○	○		○	
			機械室	○	○		○	
			第3投票所	○	○		○	
			グループ指定席	○	○		○	
		2	トイレ		○		○	4箇所 (男子・女子・多目的・キッズルーム)
			第2投票所	○	○		○	
			機械室	○	○		○	
			売店周辺		○		○	
		3	レストラン (厨房含む)	○	○		○	
			トイレ		○		○	5箇所(男子・女子・多目的・ 指定席男子・指定席女子)
			第1投票所	○	○		○	
			機械室	○	○		○	
		4	トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
		1~3	1~3階天井裏・ 自販機下	○	○		○	
中央 スタンド	3289.62	1	トイレ		○		○	3箇所(男子・女子・多目的)
			従業員トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			湯沸室		○		○	
			機械室	○	○		○	
			消火ポンプ室	○	○		○	
		2	トイレ		○		○	3箇所(男子・女子・多目的)
			従業員トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			売店	○	○		○	
		3	トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			湯沸室		○		○	
		4	トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			湯沸室		○		○	
		5	トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			湯沸室		○		○	
		6	CVCF(電気)室	○	○		○	
			倉庫		○		○	
		1,2	天井裏	○	○		○	
入場門棟	125.69	1	厨房	○	○		○	
			トイレ		○		○	3箇所(男子・女子・多目的)
総務台棟	979.82	1	トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			湯沸室		○		○	
			電気室	○	○		○	
		2	トイレ		○		○	2箇所(男子・女子)
			湯沸室		○		○	

事務所棟	1871.54	1	機械室	○	○	○	○	
東 スタンド	11930.43	1	トイレ		○		○	3箇所（男子・女子・家族室）
			従業員トイレ		○		○	3箇所 (清掃員・資金室横・警備員控室前)
			湯沸室		○		○	4箇所 (清掃員・警備員控室前・廊下2)
			家族室天井裏	○	○	○	○	
			機械室	○	○	○	○	
			電気室	○	○	○	○	
		2	トイレ		○		○	5箇所（男子2・女子2・北機械室前）
			湯沸室		○		○	
			北機械室	○	○		○	
		3	トイレ		○		○	4箇所（男子2・女子2）
建物外周			西スタンド周辺		○	○	○	
			東スタンド周辺		○	○	○	
			選手管理棟周辺		○	○	○	

【害虫調査・防除実施予定箇所】

建物名	床面積 (m <sup>2</sup> )	階数	居 室 名	トラッ プ調査	証拠 調査	目視 調査	薬剤 防除	備 考
西 スタンド	7415.62	1	トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			従業員トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
		2	トイレ	○	○		○	4箇所（男子・女子・多目的・ キッズルーム）
			キッズルーム		○		○	
			投票所内食事室	○	○		○	
		3	レストラン (厨房含む)	○	○		○	
			トイレ	○	○		○	5箇所（男子・女子・多目的・ 指定席男子・指定席女子）
			投票所内食事室	○	○		○	
		4	トイレ	○	○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
中央 スタンド	3289.62	1	トイレ	○	○		○	3箇所（男子・女子・多目的）
			従業員トイレ	○	○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
			救護室		○		○	
		2	トイレ	○	○		○	3箇所（男子・女子・多目的）
			従業員トイレ	○	○		○	2箇所（男子・女子）
			売店	○	○		○	
		3	トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
		4	トイレ	○	○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
		5	トイレ	○	○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	

入場門棟	125. 69	1	厨房	○	○		○	
			トイレ		○		○	3箇所（男子・女子・多目的）
総務台棟	979. 82	1	トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
		2	トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
事務所棟	1871. 54	1	トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
			浴室		○		○	
			機械室		○		○	
		2	トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
競技棟	2705. 31	1	トイレ		○		○	3箇所（男子2・女子1）
			湯沸室	○	○		○	
選手 管理棟	1407. 56	1	トイレ		○		○	4箇所（男子1・女子1・選手待機場2）
			廊下流し		○		○	
			洗濯室	○	○		○	
			控室（浴室）		○		○	
		2	トイレ		○		○	2箇所（男子・女子）
			食堂	○	○		○	
			厨房	○	○		○	
			浴室		○		○	2箇所（男子・女子）
			湯沸室	○	○		○	
			トイレ	○	○		○	2箇所（男子・女子）
東 スタンド	11930. 43	1	従業員トイレ	○	○		○	3箇所 (清掃員・資金室横・警備員控室前)
			湯沸室		○		○	4箇所 (清掃員・警備員控室前・廊下2)
			機械室	○	○		○	
			電気室	○	○		○	
		2	トイレ		○		○	4箇所（男子2・女子2）
			湯沸室		○		○	3箇所（投票所内2・北機械室）
		3	トイレ		○		○	4箇所（男子2・女子2）
			湯沸室		○		○	2箇所（投票所内）

#### 4 その他

受注者は、選任する環境衛生管理技術者について、書面により発注者に報告すること。

## 別紙（8）自家用電気工作物保安管理業務

### 1 業務内容

- (1) 発注者は、競走場（外向発売所含む）の自家用電気工作物の保安管理について、受注者から電気主任技術者を選任する。
- (2) 電気主任技術者を選任するにあたり、発注者及び受注者は下記の事項を遵守する。
  - ア 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重する。
  - イ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従う。
  - ウ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
- (3) 受注者は、電気事業法、同法施行規則、保安規定に基づき、電気工作物の点検を実施する。
- (4) 受注者は、年次定期点検を実施するときは、停電対応の仮設発電機を準備し、仮設電源の供給を行う。
- (5) 受注者は、絶縁監視装置を設置すること。

### 2 保安管理業務の範囲

- (1) 保安管理業務の範囲は、次のとおりとする。
  - ① 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取り替え及び廃止等をいう。以下同じ。）の工事を行う場合における工事計画に対する保安上の審査、工事中の点検及びこれらに伴う保安上必要な指示及び助言
  - ② 電気工作物の設置又は変更の工事が完了した場合における竣工検査の実施並びに必要な指示又は助言
  - ③ 電気工作物の点検、測定及び試験の定期的実施並びにその結果に対する指示及び助言
  - ④ 電気工作物の維持及び運用状況の点検並びに必要な指導及び助言
  - ⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中四国産業保安監督部長への届出又は報告書類の作成及び手続きの指導
  - ⑥ 電気事故が発生した場合における応急措置の指導・指示及び必要に応じ臨時点検の実施並びに事故原因の調査及び再発防止のための措置についての指示又は助言
  - ⑦ 法令に基づいて官庁が実施する検査及び審査への立会
  - ⑧ その他、保安規定に定められている事項

### 3 電気工作物の概要

- (1) 事業所の名称：周南市徳山モーターポート競走場  
受電電圧 6, 600 V  
設備容量 4, 850 k V A  
受電方式 本線予備線2回線受電（異系統）  
受電室数 5箇所（受電室、無停電室、第1電気室、第2電気室、第4電気室）

#### 【非常用発電装置】

- ① 受電室  
発電機の種類 ディーゼルエンジン（1号機）  
定格電圧 6, 600 V  
定格容量 650 k V A
- ② 第2電気室  
発電機の種類 ディーゼルエンジン（3号機）  
定格電圧 6, 600 V  
定格容量 300 k V A

③ 第4電気室

発電機の種類 ディーゼルエンジン (4号機)

定格電圧 6, 600V

定格容量 450kVA

【直流電源装置】

① 受電室

ア 制御用直流電源盤

型式 GWC B 100-10-50

浮動電圧 120.4V 出力電流 10A

蓄電池 MSE 50-12 9セル

イ 自家発起動用直流電源盤

型式 SWS B 24-10-200

浮動電圧 26.8V 出力電流 10A

蓄電池 MSE-200 12セル

② 第1電気室

ア 制御用直流電源盤

型式 BROS 10020SRGP

浮動電圧 117.7V 出力電流 20A

蓄電池 HS-200E 54セル

③ 第2電気室

ア 制御用直流電源盤

型式 GTFC 100-100V

浮動電圧 116.0V 出力電流 100A

蓄電池 QFG 60-86 86セル

イ 無停電電源装置

型式 BM 15K-10 FNF

出力電圧 100V 出力容量 15kVA

バッテリーユニット BTP-50FF 3セット

④ 第4電気室

ア 制御用直流電源盤

型式 BROS 10030TRS

浮動電圧 120.4V 出力電流 30A

蓄電池 MSE-150 54セル

イ 発電機始動用直流電源盤

型式 YNCHNS-240110

浮動電圧 26.2V 出力電流 10A

蓄電池 HS 300E 12セル

(2) 事業所の名称：周南市徳山モーターボート競走場外向発売所

受電電圧 6, 600V

設備電量 250kVA

受電方式 1回線受電

※上記に記載のない非常用発電機及び直流電源装置の点検は、本業務の対象外とする。

4 点検除外対象設備

次に掲げる電気工作物の点検又は試験の一部については除外するものとし、発注者は受注者の意見を聞き、発注者の負担において必要な点検又は試験を電気工事事業者、電気機器製造事業者等に依頼して行うとともに、その結果を受注者に通知するものとする。この通知に基づき、受注者は発

注者に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

除外対象電気設備及び機器	除外する点検又は試験の範囲
1. 電気関係法令以外の法令等により、点検の実施に特定の資格を要するもの (※ただし、本業務委託で別に点検を委託するものについては、有資格者において点検を実施すること)	主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定(実施可能なものに限る。)以外の点検及び試験
2. 点検の実施に特殊な専門技術を要するもの (医療機器、自動化された工作機械群など)	
3. 競走関連設備(大時計、審判システム、トータリゼータシステム等)	
4. 移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線(移動用のコンプレッサー、ハンドドリルなど)	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置いてあるものを除いた全ての点検及び試験
5. 構造上点検できない機器	外観点検及び絶縁抵抗測定以外の点検及び試験

## 5 点検の基準

### (1) 電気工作物の点検、測定及び試験の基準

電気工作物の維持及び運用のために行う点検、測定及び試験は、原則として保安規定に基づき実施するものとする。

### (2) 点検の種類及び周期

- ① 日常点検 毎日実施(「別紙(1)施設設備保守管理業務」に含む)
- ② 定期点検 每年実施
- ③ 精密点検 2年～5年周期で実施(定期点検時に併せて実施)
- ④ 測定 定期点検に併せて実施
- ⑤ 臨時点検 必要の都度

### (3) 臨時点検の実施

電気事故が発生した場合若しくは発生のおそれのある場合等に行う臨時点検は、次によるものとする。

- ① 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状況の点検及び絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
  - (ア) 高圧機材が損壊し、短絡電流などにより受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合においては、受電設備の全電気工作物
  - (イ) 受電用遮断器(電力ヒューズを含む。)が遮断動作をした場合においては、遮断動作の原因となった電気機材
  - (ウ) 他の電気機材に異常が発生した場合においては、その電気機材
- ② 高圧受電設備に事故発生のおそれがあると認められる場合は、その都度、点検、測定及び試験を行う。

### (4) 工事中の点検

工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう工事の期間中は毎週1回行うものとする。

6 定期点検時の分電盤・操作盤の絶縁抵抗測定箇所、数量

点検箇所		数量
第1電気室系統	東スタンド	470
第2電気室系統	事務所、選手管理棟	410
第4電気室系統	西スタンド	260
受電室	総務台棟、中央スタンド、外向発売所	884

7 定期点検時の仮設発電機の供給場所・供給容量

供給箇所		供給容量
中央スタンド	番組4階	1kVA

- ・仮設発電機は、インバータ付であること。
- ・他に仮設電源の供給が必要な箇所が生じる場合、協議の上、別途対応とする。

8 定期点検の実施時期

発注者の指定する日時において実施する。

全館停電日を設定して実施する必要があり、日程の変更が困難なため、確実に対応が可能な人員体制を確保すること。

9 電気主任技術者の選任

- (1) 選任する電気主任技術者は、第三種電気主任技術者以上の資格を有していること。
- (2) 電気主任技術者は常駐とし、勤務日・勤務時間等は「別紙（1）施設設備保守管理業務」の電気主任技術者による。また、勤務時間外であっても常時連絡のできる体制にあること。
- (3) 周南市徳山モーターべート競走場外向発売所の電気主任技術者を兼任すること。
- (4) 電気主任技術者が勤務日にやむを得ない事由により出勤できないときは、第三種電気主任技術者以上の資格を有した代務者を充てること。
- (5) 電気主任技術者が保安規定を定め、または必要に応じて変更するときは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」の基準を満たす内容とすること。

10 留意事項

- (1) 安全管理に努め、関係法令を遵守すること。
- (2) ボートレースに関連する機材への接触に注意すること。
- (3) 作業日等の調整、実施にあたっては、場内に出入りする他の事業者との連絡を行うこと。
- (4) 他の事業者と同一区域内の作業となる場合は、連携を図ること。
- (5) 撤去品の内、廃棄の必要があるものは、適正に廃棄すること。

11 報告書等の提出

- (1) 受注者は、業務完了後速やかに報告書を提出すること。  
なお、通常点検については「別紙（1）施設設備保守管理業務」の規定により提出する業務日誌による報告とする。
- (2) 各設備の点検表に所見等を添えた点検一覧表を提出すること。

12 経費等の負担

発注者負担	受注者負担
<ul style="list-style-type: none"><li>・光熱水費</li><li>・ランプ類・ヒューズ類等の消耗品費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務上必要な点検・測定器具類、工具類</li><li>・官公署等関係機関への手続費用等</li><li>・絶縁監視装置の設置・維持費用</li></ul>

別表 2 巡視点検測定ならびに手入基準

項目 対象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	点検箇所ねらい	No.	周期	測定項目	
受電設備	断路器	1	毎日	受と刃の接触、過熱、変色、ゆるみ、汚損、異物付着	1	1年	受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合、フレ止め装置の機能			1	1年	絶縁抵抗測定	
		2			2	1年							
	しや断器(OCB)	1	毎日	外観点検、汚損、油漏れ、きれつ、過熱、発錆、損傷、指示、点灯、その他必要事項	1	1年	各部の損傷、腐食、過熱、油量発錆、変形、ゆるみ	1	3年	しや断速度測定(開極投入時間、最少動作電圧および電流の測定を含む)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2			2	1年	操作具合、機構付属装置の状態			2	1年	接地抵抗測定	
		3			3	1年	油の汚れ必要によりその特性調査			3	2年	絶縁油耐圧試験	
		4			4	1年				4	不定期	必要により動作特性	
		5			5	1年	接地点、接続部						
	母線				1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔、距離、腐食、損傷、過熱、接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ、がいし類支持物の腐食			1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年							
	受電用変圧器				3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ						
		1	毎日	本体の外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損、油量			1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	接地線接続部			2	1年	接地抵抗測定	
										3	2年	絶縁油耐圧試験	
	計器用変成器	1	毎日	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常、その他必要事項	1	1年	各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異状			1	1年	絶縁抵抗測定	
					1		接地線接続部			2	1年	接地抵抗測定	
	避雷器	1	毎日	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損	1	1年	外部の損傷、きれつ、ゆるみ、汚損、コンバウンドの異状			1	1年	絶縁抵抗測定	
					2	1年	接地線接続部			2	1年	接地抵抗測定	
	配電盤	1	毎日	計器の異状、表示灯の異状、操作、切換	1	1年	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱			1	1年	絶縁抵抗測定	
										2	1年	接地抵抗測定	
				開閉器などの異状、その他必要事項			ゆるみ、断線、接地線接続部			3	1年	保護継電器の動作特性、計器転正、シーケンス試験	

項目 対象	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			則定		
	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	則定項目
受電設備	電力用コンデンサー	1	毎日	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	各部の損傷、腐食			1	1年	絶縁抵抗測定
	蓄電池	1	毎日	液面、沈殿物、色相、極板彎曲 隔離板、端子のゆるみ、損傷	1	1年	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり		充電装置の内部及び動作状況	1 2 3	1ヶ月 1ヶ月 1ヶ月	比重測定 液温測定 電圧測定
負荷設備	電動機その他回転機	1	1週間	運転者が音響、回転、過熱、異臭、吸油状況など 集電環	1	1年	音響、振動、温度、各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置、点検異状 制御装置点検 接地線接続部					
	照明設備	1	1日	異音、汚損、不点	1	1年	照明効果、汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド漏れ			1	1年	絶縁抵抗測定
	配線	1	1週間	開閉器の点検、湿気、じんあい等に注意	1	3ヶ月	開閉器、器具の接続			1	1年	絶縁抵抗測定
非常用予備発電設備	原動機関係	1 2 3	1週間 1週間 毎日	燃料系統からの漏油および貯留機関の始動停止 始動用空気タンクの圧力	1	1年	機関主要部分の分解	1	1年	必要に応じ内燃機関の分解		
	発電機関係	1		電動機その他回転機と同じ	1	1年	電動機その他回転機と同じ	1	1年	電動機その他回転機と同じ	1 2 3	1年 2年 1年

(参考)周南市徳山モーターボート競走場 外向発売所電気保安規程

別表2

巡視点検測定及び手入基準

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
電気設備	電線及び支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離 標識保護さくの状況	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷 腐食 電線取付状態、弛度 その他必要事項	1	3年～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月		2	1年							
		3	1年										
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分歧箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル腐食、きれつ、損傷 その他必要事項	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削 標識、他物との離隔距離				2	3年～5年	地盤沈下の影響	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月										
	断路器	1	1ヶ月	受けと刃の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	汚損、異物付着	2	1年	汚損、きれつ				2	1年	
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	フレ止め装置の機能				3	3年	
					4	1年	その他必要事項				4	不定期	必要により動作特性
母線	遮断器 開閉器類	1	1ヶ月	外観点検、汚損、油洩れ、きれつ、過熱、発錆、損傷	1	1年	停止して外部の損傷、高食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ	1	2年又は一定の遮断回数による	停止して内部について接觸子の荒れ具合、ゆるみ、変形、焼損、損傷	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	指示、点灯	2	1年	操作具合、機構	2	"	操作機構及び付属装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	その他必要事項	3	1年	付属装置の状態	3	"	遮断速度測定(開閉投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む)	3	3年	絶縁油試験
					4	1年	油の汚れ、必要によりその特性調査	4	"	その他必要事項			
					5	1年	接地線接続部						
					6	1年	その他必要事項						
	母線	1	1ヶ月	必要により特定部位のものについて行う (点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷 過熱	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜粋)	1	1年	絶縁抵抗測定
					2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷 過熱、ゆるみ						
					3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ						
					4	1年	その他必要事項						

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
受電設備	受電用変圧器	1	1ヶ月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食 振動、音響、油量、温度 付属装置の点検、動作状態、取付状態 その他必要事項	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量 付属装置各部の点検(機能及び状態) 油の汚れ、必要により特性調査 接地線接続部	1	5年～10年	停止して内部について点検(コイル接続部、リード線、鉄心、その他各部)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月		2	1年		2	5年	付属装置及び機器の内部点検	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月		3	1年		3	5年	その他必要事項	3	3年	必要により絶縁油試験
		4	1年										
		5	1年										
	計器用変成器	1	1ヶ月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、油洩れ、油量、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、接觸、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油洩れ、ヒューズの異常	1	3年	油入式について、停止して内部の点検	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	その他必要事項	2	1年		2	2年	必要により油の汚れ及び特性調査	2	1年	接地抵抗測定
		3	1年		3	1年	接地線接続部	3	3年	その他必要事項			
	配電盤	1	1ヶ月	計器の異常、表示札表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃汚損、損傷、過熱	1	2年	停止して各部の損傷、過熱、ゆるみ	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	操作、切換開閉器などの異常	2	1年	ゆるみ、断線	2	2年	断線、接觸、脱落	2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	その他必要事項			接地線接続部	3	2年	端子、配線符号	3	2年	保護装置の動作特性
配電設備(屋外電線を含む)	電力用コンデンサ	1	1ヶ月	本体外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	外部の損傷、腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1年				接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
	断路器遮断器開閉器類	1	1ヶ月	受変電設備用と同じ	1	1年	受変電設備用と同じ	1	2年又は一定の遮断回数による	受変電設備用と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
											2	1年	接地抵抗測定
	配電用変圧器	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う(点検箇所、ねらいは受変電設備用と同じ)	1	1年	受変電設備用と同じ	1	5年～10年	受変電設備用と同じ	1	1年	絶縁油試験
	その他付属設備	1	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて行う	1	1年	母線、がいし、クランプ、支持物などは受変電設備用に準じて行う(停止せず)	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(この場合停止して点検する)	1	1年	絶縁抵抗測定
								2	3年	その他必要事項	2	1年	接地抵抗測定

項目	日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定			
	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	点検箇所、ねらい	No.	周期	測定項目	
配電設備	電線及び支持物	1	1ヶ月	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離	1	1年	電柱、腕木、がいし、支線、支柱、保護網などの損傷	1	3年～5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粹)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	標識保護さくの状況	2	1年	電線取付状態、弛度						
				その他必要事項	3	1年							
	ケーブル	1	1ヶ月	ヘッド、接続箱、分岐箱など接続部の加熱、損傷、腐食及びコンパウンド油漏れ	1	1年	ケーブル歯食、きれつ、損傷	1	5年	必要により特定対象を定めて行う(点検箇所、部位は定期巡視点検より抜粹)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	布設部の無断掘削	2	1年							
		3	1ヶ月	標識、他物との離隔距離				2	3年～5年	地盤沈下の影響			
負荷設備	電動機その他回転機	1	1日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する	1	3ヶ月	音響、振動、温度	1	3年	必要により特定対象を定めて行う(温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入)	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	必要により特定範囲のものについて電気担当者が行う	2	1年	停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷				2	1年	接地抵抗測定
				伝達装置の異常など外部点検を行う	3	1年	伝達装置点検				3	1年	必要により特性試験
	照明設備	1	1日	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気過熱などに注意する	1	1年	照明効果、汚損、音響、温度、コンパウンド油漏れ				1	1年	絶縁抵抗測定
				その他必要事項	2	1年					2	1年	接地抵抗測定
											3	3年	必要により照明測定
配線及び配線器具	配線	1	1ヶ月	開閉器の点検、湿度、じんあい等に注意	1	1年	開閉器、器具との接続	1	2年	許容電流と負荷電流との確認	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月	器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱			器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、過熱				2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月								3	1年	必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験
	開閉器	1	1ヶ月	燃料系統からの油漏及び貯油	1	1年	機関主要部分の分解、点検	1	3年又は一定の運転時間による	内燃機関の分解点検、測定			
		2	1ヶ月	機関の始動、停止									
		3	1ヶ月	始動用空気タンクの圧力									
発電設備	原動機関係	1	1ヶ月	その他必要事項は原則による									
		2	1ヶ月										
		3	1ヶ月										
	発電機関係	1	1ヶ月	電動機その他回転機と同じ	1	1年	電動機その他回転機と同じ	1	3年	電動機その他回転機と同じ	1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1ヶ月								2	1年	接地抵抗測定
		3	1ヶ月	発電機の動作状態	2	1年					3	3年	総電器試験
	蓄電池	1	1ヶ月	電池の電圧	1	1年	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはく離	1	3年	充電装置の内部点検	1	1ヶ月	比重測定
		2	1ヶ月	充電装置の動作状態	2	1年	床面の腐食、損傷	2	3年	必要により対象を定めて行う	2	1ヶ月	波温測定
		3	1ヶ月	電池の電圧	3	1年	その他必要事項				3	1ヶ月	電圧測定

## 別紙（9）特定建築物定期検査業務

### 1 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法第12条の規定に基づき、建築物、建築設備（昇降機除く）、防火設備の定期検査を実施する。
- (2) 建築物、建築設備及び防火設備の定期検査報告書を作成する。

### 2 点検実施時期及び頻度

発注者、受注者双方協議のうえ、点検を実施する。

なお、実施予定年度は以下のとおりとする。

- (1) 建築物定期検査

令和9年度（3年毎実施・前回令和6年度）

※この度の委託期間ではタイル打設検査は不要（10年毎実施、前回令和3年度）

- (2) 建築設備定期検査、防火設備定期検査

令和8年度、9年度、10年度（毎年実施）

### 3 点検の対象物

- (1) 建築物定期検査、建築設備定期検査

建物名称	施設用途	建築面積（m <sup>2</sup> ）	床面積（m <sup>2</sup> ）	構造	階数	竣工年（年）
東スタンド	観覧場	5,574.756	11,930.428	SRC	3	1980
西スタンド	観覧場	3,042.243	7,415.621	SRC	4	1999
中央スタンド	観覧場	1,920.0	3,289.62	S	6	2017

- (2) 防火設備定期検査

場所	種別	数量
西スタンド	防火シャッター	9基
	随時閉鎖式防火扉	2基
競技棟	防火シャッター	11基
中央スタンド	防火シャッター	3基
	随時閉鎖式防火扉	2基
東スタンド	防火シャッター	19基
	随時閉鎖式防火扉	6基

※定期報告対象の特殊建築物に該当しない建築物（競技棟）についても検査を実施すること。

### 4 調査基準

平成20年国土交通省告示第282号、平成20年国土交通省告示第285号、平成28年国土交通省告示第723号に準拠して行うこと。

### 5 点検員の資格

点検内容	資格
建築物定期検査	1級建築士、2級建築士、特定建築物調査員資格者のいずれか
建築設備定期検査	1級建築士、2級建築士、建築設備検査員資格者のいずれか
防火設備定期検査	1級建築士、2級建築士、防火設備検査員資格者のいずれか

## 6 報告書等の提出

受注者は、業務完了後速やかに報告書を作成し、発注者に提出すること。  
なお、提出する報告書は発注者の指定する様式を使用すること。

## 7 その他

本業務の履行期間において、関係法令等の改正があった場合は、これに適合した調査・検査を実施すること。

## 8 経費等の負担

発注者負担	受注者負担
・ボートレース事業局で保管する資料	・検査に必要な機器類 ・報告書の作成に係る費用